

国保からお知らせ

国民健康保険は、会社などの健康保険に加入している人以外の人を対象に、医療の給付と健康づくりを行い、万一病気やケガをしたとき、不時の出費（医療費）が少しでも軽くすむようお互いに助け合う制度です。

国保では、大人や子ども、世帯の区別なく、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごとで行い、世帯主がその届け出をしなければなりません。次のようなことがありましたら、世帯主は必ず14日以内に、市民生活課国保医療担当窓口で手続きをお願いします。

届け出をしなければならない場合		持参するもの
国保に加入する場合	他の市町村から転入したとき	印鑑、一部転入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、退職証明書、退職被保険者の該当者は年金証書、一部転入で世帯に被保険者証がある場合はその被保険者証
	生活保護法の適用をうけなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑、母子健康手帳、被保険者証
国保を脱退する場合	他の市町村へ転出するとき	印鑑、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑、国保と健保の被保険者証、扶養認定年月日の証明書
	生活保護法の適用を受けたとき	印鑑、被保険者証、保護決定通知書
	死亡したとき	印鑑、被保険者証、死亡診断書
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印鑑、被保険者証
	高額療養費の支給を受けるとき	印鑑、被保険者証、領収書
	他人の行為によって起きた事故のとき	印鑑、被保険者証、事故証明書
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	印鑑、被保険者証、在学証明書
	被保険者証をなくしたとき	印鑑、本人であることを証明するもの



任意加入制度とは？

Q 私は、過去に18年保険料を納めました。その後保険料を納めないまま55歳までできてしまいました。今から納め始めても年金を受け取るために最低必要な25年をクリアすることができないので、保険料は掛け捨てになってしまうのですか？受け取るために何か方法はないのですか？

A 60歳以後の任意加入制度を利用してください。

あなたの場合、このままでは老齢基礎年金を受給する資格がなくなってしまいます。今すぐ保険料を納め始め、60歳まで納めていくと23年になります。受給資格に不足する2年分については、60歳以後の任意加入制度を利用し、保険料を納めていけば大丈夫です。

国民年金では60歳までに受給資格期間を満たせない方のために、60歳以後も65歳まで任意加入することができます。任意加入をする方は国民年金担当で手続きしてください。

なお、昭和30年4月1日以前に生まれた人については、65歳までに25年を満たせなければ70歳まで任意加入することができます。